

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和4年12月27日  
(意見募集開始日)

- 1 計画等の案の名称  
新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針改訂（原案）
- 2 参考資料の名称  
新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針の概要  
北海道にとって必要な社会資本整備を進めていくために  
新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針見直しのポイント
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
(1) 北海道のホームページ（総合政策部計画局計画推進課ホームページ）への掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sss/137226.html>)  
(2) 以下の場所での閲覧及び配付  
ア 北海道 総合政策部 計画局 計画推進課（道庁2F）  
イ 北海道 総務部 行政局 文書課 行政情報センター（道庁別館3F）  
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和4年12月27日（火）～令和5年1月26日（木）
- 5 意見等の提出方法及び提出先  
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道 総合政策部 計画局 計画推進課（社会資本整備係）  
(2) ファクシミリ 011-232-8924  
(3) 電子メール keikaku.suishin@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年3月（中旬）頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他  
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。  
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。  
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。  
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。  
(5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。  
(6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先  
総合政策部計画推進課（社会資本整備係）  
電話 011-204-5647